

様式第1号

令和 年度埼玉県多面的機能支援事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

市町村長 氏 名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、埼玉県多面的機能支援事業補助金交付要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、事業の内容等は、別紙の事業実施計画のとおりです。

記

- 1 多面的機能支援事業補助金 円
- 2 添付書類
  - ・別紙
  - ・多面的機能支払交付金実施要綱別紙3の第2の3により埼玉県知事に提出する事業実施計画書

様式第2号

令和 年度埼玉県多面的機能支援事業補助金変更(中止又は廃止)承認申請書

番 号  
年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

市町村長 氏 名

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更(中止又は廃止)したいので、埼玉県多面的機能支援事業補助金交付要綱第6条の規定により承認されたく申請します。

記

- (注) 1 記の記載内容については、様式第1号の記に準ずる。また、様式第1号による補助金交付申請書に添付した事業実施計画を変更して提出するものとする。  
この場合において、「変更(中止又は廃止)の理由」を添付するとともに、事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 補助金の額が増額(減額)する場合には、件名の「令和 年度埼玉県多面的機能支援事業補助金変更承認申請書」を「令和 年度埼玉県多面的機能支援事業補助金の変更及び追加(減額)交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、埼玉県多面的機能支援事業補助金交付要綱第6条の規定により承認されたく申請します。」を「下記のとおり変更したいので、埼玉県多面的機能支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、補助金 円を追加交付(減額承認)されたく申請します。」とする。

令和 年度 埼玉県多面的機能支援事業補助金遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

市町村長 氏名

令和 年度多面的機能支援事業補助金の事業の遂行状況について、埼玉県多面的機能支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業遂行状況

経費区分	県補助金額(A)	事業の遂行状況(B) (平成 年 月 日 までに完了したもの)	進捗率 (B)/(A)	備考
農地維持支払交付金	円	円	%	
資源向上支払交付金	円	円	%	
計	円	円	%	

(注) 「事業の遂行状況」の欄には、補助金の支払金額を記載すること。

様式第4号

令和 年度埼玉県多面的機能支援事業補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

市町村長 氏 名

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり事業を実施したので、埼玉県多面的機能支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 多面的機能支援事業補助金 円
- 2 添付書類
  - ・別紙
  - ・埼玉県多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第8の1又は別紙2の第8の1により埼玉県知事に提出する事業実績報告書

様式第5号

令和 年度埼玉県多面的機能支援事業補助金の消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

市町村長 氏 名

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった多面的機能支援事業補助金について、  
埼玉県多面的機能支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 規則第14条の補助金の額の確定額 (令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
2. 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3. 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4. 補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・ 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・ 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・ 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5. 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合には、その状況を記載

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6. 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合には、その理由を記載

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合には、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合には、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・ 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

様式第6号

契約に係る指名停止に関する申立書

年 月 日

〔事業実施主体〕 様

所 在 地  
商号又は名称  
代 表 者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、埼玉県の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

様式第7号

令和〇〇年度多面的機能支払交付金遅延届出書

番 号  
年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

市町村長 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））ため、埼玉県多面的機能支払交付金交付要綱第8条の規定に基づき届け出ます。

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））理由

2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注1) 括弧内は、該当するものを記載すること

(注2) 交付事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

## 様式第8号

〇〇年度  
埼玉県庁所管

### 多 面 的 機 能 支 払 交 付 金 調 書

県			地方公共団体名										備 考
			歳 入			歳 出							
交付事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇事業													
〇〇費													
〇〇費													
その他													

#### 記載要領

- 「交付事業名」欄には、別表の区分の名称のほか、当該交付事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 交付事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業等に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。  
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。